

5.4.4. 自動車税減免措置後の要件審査について

自動車税減免後においては、心身に障害がある者本人が所有し、かつ運転する場合は、当初に提出した減免申請書の内容に変更がない限り引き続き減免となり毎年度の手続きは必要とされない。しかし、このような仕組みにおいては、本人が死亡している場合をはじめ、本人が高齢者になり事実上は当該自動車を家族が運転しているようなケースをチェックする機能が果たされていない。事実、長年にわたって減免対象とされていた自動車について、心身に障害がある者本人が死亡した後、健常者である家族が利用を継続していたにもかかわらず、その事実を把握することができずに引き続き減免措置が執られていた事例があった。

また、自動車税減免後において、心身に障害がある者本人が所有し、かつ運転する場合以外については、毎年2月から4月の間に「自動車税の減免について」の照会文書（往復はがき）が自動車税管理事務所から送付されることになっている。この照会に対しては必要事項を記入のうえ回答することが求められているが、回答がない場合や変更がない旨の回答以外の場合、翌年度からは減免措置は停止され課税されることになる。

しかし、この照会文書に対して虚偽の回答がなされたとしても、それをチェックする機能は全く存在しない。課税の公平という観点からは、少なくとも2年に1回程度は減免要件を具備しているか否かについての再審査を実施するなど、実効性のあるチェックシステムが機能しなければ、一度減免認定を受けてしまえば、後はどうにでもなるという事態を招来しかねない。

5.4.5. 府職員に対する口座振替の勧奨について

京都府では平成16年度より自動車税について、いわゆるコンビニ納税を導入することにより納税者の利便性を図る改善を行っている。しかしながら、納税者の中には自動車税については車検時までに納付すればよいと考える傾向の者も多く、その結果、滞納者が多くなる税目にもなっている。滞納については、早期の滞納整理着手により早期回収努力を図ることが重要であるが、むしろ滞納が発生しない仕組みを構築しておくことも重要である。その手段として自動車税の口座振替制度の活用と拡充を提案したい。

確かに、現行の自動車税の口座振替制度は、自動車を買換えた際などには再度手続きをする必要があるなど不便な点があることも否めない。しかし、この点については今後導入される納税システムを改善することによって対処できる問題と考える。たとえば、NHKの受信料などにおいても口座振替を積極的に推奨している事例に見られるように、この制度の利用を拡充すれば、滞納の発生を防止できるだけでなく、徴収コストの削減にも繋がるというメリットがある。京都府における自動車税についての口座振替の利用状況は、次ページの【表5.4.5】のとおり低い水準にあり、これを引き上げるべく府民に対して積極的に口座振替を推奨するように広報することが望まれる。

この点、平成17年4月26日に総務部長から発遣された「平成17年度税務運営方針」において、確実な徴収業務の執行の一環として「口座振替の普及拡大に努める」という項目があるが、府民に対して利用勧奨を唱えるだけではなく、府の職員が府民に率先して自動車税の口座振替制度を活用するべきではないだろうか。府の職員も一般行政部門のみならず、教育関係や警察関係までを含めれば30千人を超える大所帯であり、その多くがマイカーを所有しているはずであるが、【表5.4.5】によると京都府における自動車税の口座振替件数は僅か10千件足らずであるから、府の職員ですら口座振替制度を積極的に利用していないことが明らかである。したがって、30千人の府職員が率先して制度を利用して実績を積み重ね、その上で、府民に対しても利用を勧奨するのであれば、いくら広報をしたところで掛け声倒れになる蓋然性が高い。ここは率先垂範を実践することによって、より説得力のある効果的な広報活動に繋げてほしいものである。

一方、自動車税の口座振替制度の普及のためには、課税物件である自動車単位ではなく、納税者単位による口座振替が可能となるよう現状の制度を改める必要もある。前述のように、自動車を買換えた際などに再度手続きを必要とする現状では、その利用の促進は容易ではないと考えられるからである。自動車税の口座振替制度の速やかな改善を重ねて提案したい。

【表 5.4.5】自動車税口座振替件数および税額（平成16年度）

都道府県名	口座振替件数	同税額(a)(千円)	税収入額(b)(千円)	((a)/(b)) (%)
北海道	237,575	8,179,084	89,172,478	9.17
青森	47,114	1,552,872	19,873,282	7.81
岩手	8,560	283,736	20,271,302	1.40
宮城	10,354	314,921	35,238,244	0.89
秋田	46,499	1,583,320	16,547,706	9.57
山形	62,116	1,979,383	18,008,786	10.99
福島	0	0	33,030,249	0.00
茨城	23,726	711,219	54,651,190	1.30
栃木	121,632	4,250,870	37,960,355	11.20
群馬	82,314	2,729,624	37,974,238	7.19
埼玉	0	0	95,442,009	0.00
千葉	0	0	81,766,928	0.00
東京	202,349	5,329,350	118,381,261	4.50
神奈川	229,702	6,825,426	104,495,461	6.53
新潟	51,158	1,732,042	35,037,380	4.94
富山	51,548	1,712,907	18,426,600	9.30
石川	3,299	105,720	18,871,828	0.56
福井	11,391	399,248	13,347,697	2.99
山梨	0	0	14,562,131	0.00
長野	66,911	2,054,911	36,096,768	5.69
岐阜	12,595	439,711	35,506,120	1.24
静岡	238,042	7,725,022	59,814,534	12.91
愛知	327,584	10,659,712	118,912,873	8.96
三重	36,943	1,335,306	29,217,511	4.57
滋賀	13,273	404,345	19,154,176	2.11
京都	9,866	361,306	29,234,985	1.24
大阪	0	0	89,044,247	0.00
兵庫	64,364	1,816,994	65,119,744	2.79
奈良	46,226	1,621,154	17,838,717	9.09
和歌山	52,041	1,754,305	12,902,768	13.60
鳥取	49,873	1,733,572	7,892,012	21.97
島根	45,758	1,402,702	9,151,420	15.33
岡山	77,000	2,563,018	27,597,718	9.29
広島	128,353	4,201,607	36,327,868	11.57
山口	31,853	977,191	19,758,366	4.95
徳島	0	0	11,595,437	0.00
香川	48,963	1,646,077	14,136,990	11.64
愛媛	23,990	795,263	18,061,133	4.40
高知	8,854	276,227	9,345,686	2.96
福岡	0	0	63,644,540	0.00
佐賀	36,196	1,143,725	11,163,346	10.25
長崎	0	0	15,023,769	0.00
熊本	53,962	1,634,623	24,430,604	6.69
大分	2,259	70,005	15,915,136	0.44
宮崎	24,130	649,222	15,113,736	4.30
鹿児島	28,978	870,644	21,109,488	4.12
沖縄	170	6,111	15,563,443	0.04
合計	2,617,521	83,832,475	1,711,732,260	4.90

6. 自動車取得税について

6.1. 自動車取得税の概要

6.1.1. 自動車取得税の特徴

自動車取得税は自動車の取得に対して課税されるもので、主に市町村の道路の建設や補修などの道路整備に充てられ

る目的税である。納税者は自動車（特殊自動車・二輪車を除く。）を取得した者（割賦販売などで売主が自動車の所有権を留保している場合には買主）である。

6.1.2. 税率と免税点

自動車取得税の税率は次のとおりである。

【表 6.1.2】自動車取得税の税率

自動車の種類	用途	税 額
軽自動車		取得価額の 3 %
その他の自動車	自家用	取得価額の 5 %
	営業用	取得価額の 3 %

ただし、一定の燃費・排出ガス基準を満たす低燃費自動車や電気自動車、ハイブリッド自動車など一定の低公害自動車については取得価額の一部が控除され、税率が軽減される。また、取得価額とは自動車を取得するためにその対価として支払う金額であり、無償で取得した場合などは通常の取引価額が取得価額となる。

なお、取得価額が50万円以下の場合には課税されない。

6.1.3. 申告と納税

新規登録、移転登録、使用の届出などのときに申告し、同時に納税する。

なお、京都府に納められた自動車取得税の66.5%は、府内の市町村に対して市町村道の面積と延長に応じて交付される。さらに、京都市に対しては28.5%に京都府と京都市の国道、府道の面積と延長の割合を乗じて得た額が加算して交付される。

6.2. 着眼点と手続

自動車取得税は自動車の取得時に課せられる府税であるが、マイカーの普及率が高い現在、自動車を複数回にわたって乗り換えることも一般的であり、したがって納税も複数回経験する機会があるため、不動産取得税に比べれば身近な税目といえることができる。しかし、自動車取得（購入）時においては、業者から種々の付随費用、たとえば消費税や自動車重量税、あるいは納車諸費用などと併せて請求されることが多く、また納税自体も業者が代行するケースがほとんどであることから、外国車を並行輸入で取得するようなごく稀なケースを除いて、自動車を取得した者が直接その納税の現場を経験することは少ない。

そこで、自動車税管理事務所に往査して、データの分析と賦課業務の状況に関するヒアリングを実施し、申告と納税の過程を検証することによって、課税事務作業が有効かつ効率的に行われているかという観点から監査を実施した。

6.3. 監査の結果

6.3.1. 自動車取得税申告事務作業について

前述したように、自動車取得税の申告と納税は業者が代行することが常態となっている。また、自動車税管理事務所と同じ敷地内の建屋（京都府自動車会館）内に、自動車販売ディーラーが行う申告と納税を代行する団体（京都府自動車販売店協会。以下、販売店協会という）が存在しており、実際の申告と納税は一部のディーラーを除いてほとんどのディーラーがこの販売店協会へ委託しているのが実状である。この販売店協会においては、流通している市販車種のデータをほぼ網羅して保有しており、このデータを用いてコンピュータで申告書を作成している。ただし、申告書の様式は紙媒体と定められているため、いったん所定の様式の申告書用紙にプリントアウトして自動車税管理事務所へ提出している。自動車税管理事務所では、紙媒体で提出された申告書の全件をマンパワーでチェックするとともに、必要なデータを業者に穿孔依頼してコンピュータに登録している。この一連の作業は、そもそもデータ媒体で存在するものを、いったん紙媒体に置き換え、さらにその紙媒体からデータに変換しているため、外部から眺めると不効率極まりないものとなっている。現場の担当者レベルでも問題意識は持っているが、現状では如何ともしがたいジレンマに陥っている様子であった。抜本的な改革のためには現行の自動車税管理システムそのものを見直さざるを得ないからである。

6.4. 意見

6.4.1. 自動車取得税申告時における事務作業の効率化について

上述のように、申告書の作成から提出、そしてデータ入力といった一連の手続きに著しく不効率な作業が存在するため、販売店協会からの申告についてはデータベースでの申告も可能となるように自動車税管理システムを抜本的に見直す必要がある。そうすれば、申告データの再入力作業が不要となるのみならず、入力データの正確性についてもマンパワーによることなくコンピュータ上において異常値のチェックを行うなどの効率的な作業が可能となるからである。また、販売店協会から提出された申告データについては、申告書の全件チェックに代えて、システムのチェックを行っておけば足りるものとする。そして、一定の申告代行要件を設けて、その要件を満たしている申告については、紙ベースではなくデータによることも可能とする方途を開放することにすれば互いにメリットがあると思う。

さらに、そのメリットの享受と引き換えに、京都府が定期的に販売店協会のシステムチェックを行えるようにすることを提案する。定期的なシステムチェックにより販売店協会のシステムの正確性が確保されれば、データの信頼性が確保でき、それにより申告データ全件のチェックが不要になると考えるからである。このような相手方に対するシステムチェックという方法は、民間ベースではごく一般的に行われており、むしろシステムチェックなくしては、高度かつ複雑に接続されたコンピュータ社会を維持できない状況にあるといっても過言ではないのである。

これら一連の改善により、大幅な徴税コストの節約が見込める。特に、環境問題が大きな課題となっている昨今、京都府は京都議定書の批准地として、率先して紙の大幅な節減につながる改善案を推進する使命を担っているのではないだろうか。

ところで、上記の問題点について抜本的な解決のための有効な手段と考えられている全国一律のサービスである自動車の登録手続きに係るOSS（ワンストップサービス）を京都府でも平成20年2月から運用予定である。しかしながら、インターネットを利用するためのパソコンをはじめ、本人確認の住基カードの取得や、カードリーダーを購入する必要があることなどから、平成17年12月に先行導入された都道府県での利用率は低迷していると聞く。利用者の要望を踏まえた利用促進策が強く望まれるところである。

7. 軽油引取税について

7.1. 軽油引取税の概要

7.1.1. 軽油引取税の特徴

バスやトラックなどの動力源として用いられているディーゼル機関の燃料である軽油の引取りに対して課税されるもので、道路の新設・補修など道路整備のための費用に充てられる目的税である。軽油引取税の業務フローについては、次ページの【図7.1.1】に示すとおりである。

また、軽油引取税の納税義務者は、特約業者や元売業者から軽油の引取り（現実の納入を伴うものに限る。）を行った者であるが、納税は特約業者や元売業者を通じて行う。ここで、元売業者とは軽油を製造・輸入・販売することを業とする者で総務大臣が指定した者をいい、特約業者とは元売業者と契約して軽油の供給を受けて販売することを業とする者で都道府県知事が指定した者をいう。

7.1.2. 税率と免税措置等

軽油引取税の税率は、1キロリットルにつき32,100円（32円10銭/リットル）である。

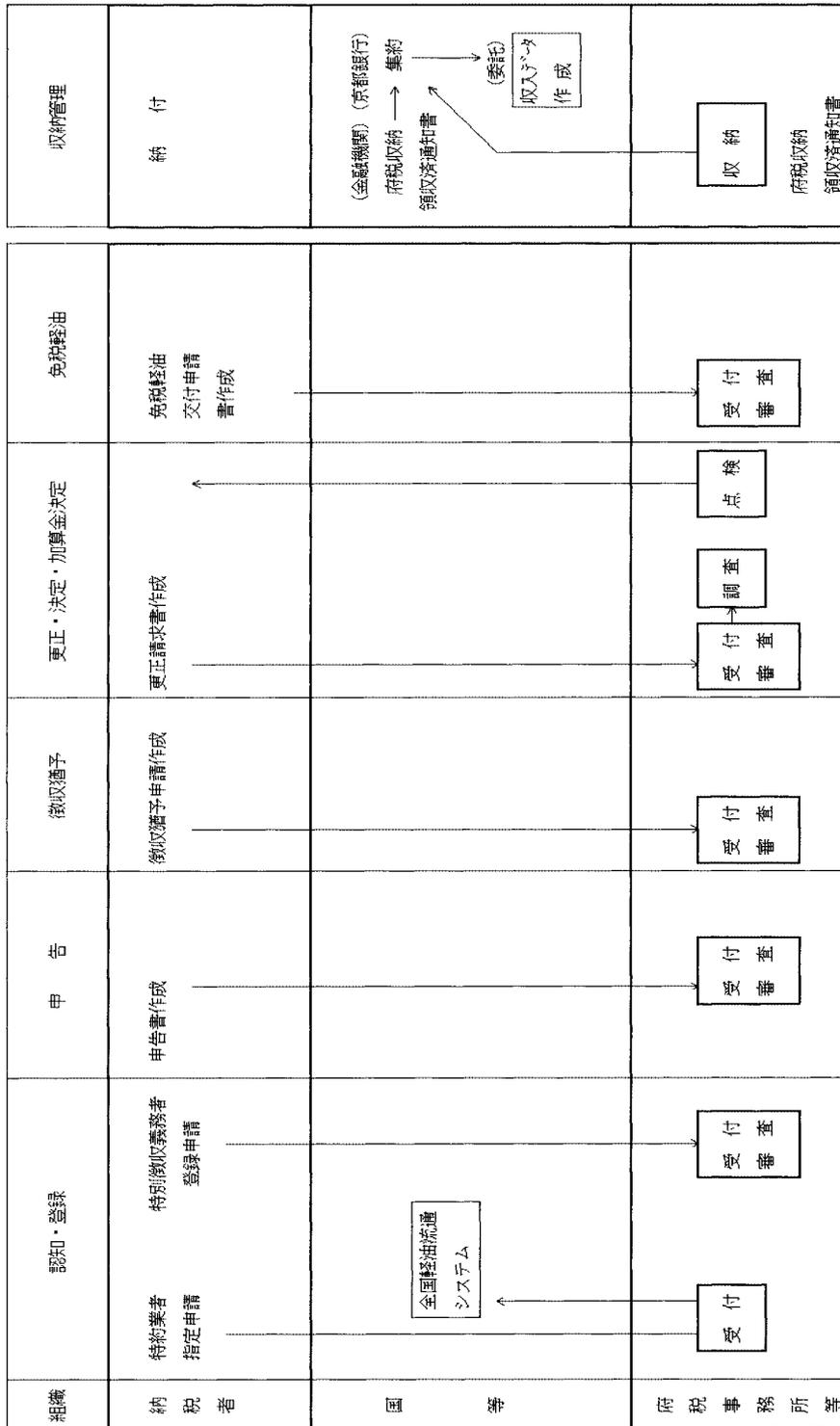
なお、船舶や農業・林業用機械の動力源などの特定の用途に使われる軽油は、免税の申請を受けた場合に限り課税されない。ただし、免税制度の適正な運営を図るため、免税軽油の引取り等に係る報告義務制度がある。

7.1.3. 申告と納税

申告と納税については、特約業者または元売業者が毎月分を翌月の末日までに申告して納税する。納税義務者が申告と納税を行うのではない点に注意が必要である。

また、京都府に納められた軽油引取税の90%の金額に京都府と京都市内の国道と府道の面積の割合を乗じて得た金額が京都市に対して交付される。交付の趣旨は、軽油引取税は、国・都道府県道整備のための特定財源であるため、都道府県と同様に国・都道府県道を管理する指定市に交付金を交付するものである。ちなみに、平成16年度の交付率は、0.323であり、同年度決算額での交付金は4,716百万円となっている。

【図 7.1.1】 軽油引取税の業務フロー図



7.1.4 . 混和軽油等について

特約業者や元売業者以外の販売業者が、灯油など軽油以外の炭化水素油を軽油に混和する（事前に混和の承認を受ける必要がある）等して販売したときは、販売業者にその販売量に応じて課税される。元売業者や特約業者または販売業者が灯油などの炭化水素油で軽油または揮発油以外のものを自動車の内燃機関の燃料として販売した（事前に譲渡の承認を受ける必要がある）ときは、その元売業者や特約業者または販売業者にその販売量について課税される。

また、自動車の保有者が、灯油などの炭化水素油で軽油または揮発油以外のものを消費（混和することを含む）して自動車を道路において運行したとき（事前に消費の承認を受ける必要がある）は、その自動車の保有者に、その消費量に応じた課税が行われる。

さらに、特約業者や元売業者以外の者が軽油の輸入をする場合、輸入の時（輸入許可を受ける時）までに、事業所所在地の都道府県知事に軽油引取税を申告納付しなければならない。

7.1.5 . 脱税行為に対する罰則の強化

軽油引取税については、近年一件当たりの脱税額が大きく、また複数のダミー会社を介させるなど、手口が悪質かつ巧妙な脱税事件が増加しており、納税秩序維持の観点から大きな問題となっている。また、不当な価格で廉売される不正軽油が軽油市場における公正な競争を阻害しているほか、不正軽油の製造過程で生成される「硫酸ピッチ」の不法投棄が社会問題化し、関係行政機関が連携した不正軽油の取締りが急務となっている。

こうした情勢を踏まえ、平成16年度の税制改正においては、脱税に係る罰則規定の創設と強化が行われたことは記憶に新しい。その主なものは次のとおりである。

<p>罰則等の創設</p>	<p>製造などの承認を受ける義務に関する罪に係る軽油等炭化水素油について、事情を知って、運搬、保管、取得、処分に関わったものは、処罰される。製造された不正軽油等について、納税義務者が特定できないとき、又はその所在が明らかでないときは、不正軽油等を実際に製造した者等又は不正軽油等を製造した施設・設備の一定の所有者に連帯納税義務が課せられる等の規定が創設された。</p>
<p>罰則の強化</p>	<p>脱税に関する罪、製造等の承認を受ける義務等に関する罪、免税証の不正受給等による免税軽油の引取に関する罪、検査拒否等に関する罪に係る罰則が強化された。</p>

7.1.6 . 軽油引取税に係る調査事案等の概要

軽油引取税に係る調査事案等の概要について、次ページの【表7.1.6】にまとめた。

【表 7.1.6】 軽油引取税に係る調査事案等の概要

事案	事案の概要
犯則事案	<p>不正混和事件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行為者： 石油製品販売業者（法人） ・ 処 分： 通告処分（国税犯則取締法第 14 条第 1 項） ・ 概 要： 他府県が、行為者から購入した燃料油を使用するトラックから燃料油を採取して調査した結果、混和軽油であることが判明。通知を受け、平成 8 年 11 月からチームを編成し、内偵調査、強制調査を実施した結果、タンクローリー内で軽油と灯油を不正に混和して販売し、脱税していたことが判明したため、平成 10 年 5 月「通告処分」を執行したものの。
	<p>不正軽油製造事件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行為者： 軽油製造販売業（個人）、運送会社社長（個人） ・ 処 分： 告発（国税犯則取締法第 12 条の 2） ・ 概 要： 全国各地で行為者の販売した燃料油が不正軽油であるとの情報提供があり、平成 14 年 4 月から内偵調査、強制調査を実施した結果、密造工場で重油と灯油から不正に軽油を製造・販売し、脱税していたことが判明したため、平成 16 年 2 月検察庁へ「告発」したもの。同年 3 月検察庁が告発した 6 名の内 3 名を首謀者として起訴し、全員有罪判決が確定した。
訴訟事案	<p>軽油引取税決定処分取消訴訟</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原 告： 石油製品販売業者（法人） ・ 判 決： 京都府勝訴 ・ 概 要： 環境にやさしいとのふれこみで、燃料炭化水素成分を約 40%混入したアルコール系代替燃料を販売しながら、軽油引取税を申告納付しなかったため、任意調査を実施し、平成 12 年 10 月決定したもの。審査請求を経て平成 13 年 10 月訴訟提起、平成 16 年控訴されたが、同年 7 月に京都府の勝訴が確定した。なお、京都府の他全国 18 都府県で同様の訴訟が提起されたが、全て課税庁が勝訴した。（4 都県において係争中）
調査事案	<p>インタンク調査</p> <p>不正軽油発見の端緒とするため、需要家や販売業者の貯蔵施設又は車両から燃料油を採取して調査を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 16 年度実績→採取本数：296 本、混和等嫌疑軽油： 40 本
	<p>路上抜取調査</p> <p>不正軽油発見の端緒とするため、走行する車両から燃料油を採取して調査を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 16 年度実績→採取本数：116 本、混和等嫌疑軽油： 9 本

7.2. 着眼点と手続

通常の軽油引取税については、特別徴収の申告と納税、それに免税軽油に関する業務の流れについて、往査先の京都南府税事務所および広域振興局の担当者から諸資料を入手して検討するとともに近時の課題等についてヒアリングを実施した。また、不正軽油事案の防止・摘発の中心的拠点と位置付けられる京都南府税事務所においては、担当者から不正軽油に係る路上抜取調査の実施状況等についてもヒアリングを行った。

7.3. 監査の結果

通常の軽油引取税の課税事務に関しては特に指摘すべき点はない。しかし、不正軽油取引については、その危険な調査状況について聴取することができたので、簡単に不正軽油製造の問題点について触れておく。

ガソリンに揮発油税が課税されるようにディーゼル機関の燃料である軽油には軽油引取税が課税されるが、燃料に灯油やA重油（これらを軽油周辺油種という）をある程度混合してもディーゼル機関は作動するため、軽油にこれらの周辺油種を混入することによって軽油引取税の負担を回避するという行為が行われやすい。そこで、軽油引取税の脱税防止のために、平成3年3月からクマリンが軽油識別剤として軽油周辺油種に添加されている。添加は石油元売業者の製油所から出荷される際に行われる。そして、軽油にはクマリンが添加されていないので、使用燃料からクマリンが検出された場合、軽油に周辺油種が混入していることの証拠となる。すなわち、不正軽油使用による脱税行為が明らかになるのである。しかし、周辺油種から巧妙にクマリンを除去する手法が開発され、不正軽油が違法に密造される機会が増加してきている。不正軽油は脱税事案であるほかにも大気汚染に繋がる問題にもなり、さらにクマリンの除去に大量の硫酸が使用されるため、その副産物である硫酸ピッチが発生し、その不法投棄も大きな問題としてクローズアップされている。

このように決して座視することのできない不正軽油の密造を摘発するべく、多少訓練されているとはいえ犯則事案の取り締まりが専門ではない税務職員が、不正疑惑のあるタンクローリー車を何日にもわたって内偵し、時には刑事ドラマさながらに追跡を繰り返しているという実態には驚きを禁じ得なかった。このような地道な努力が結実することを心から願うものであるが、その一方で事故などのリスクと隣り合わせの危険な業務であることも事実であるから、京都府としても万全なリスク管理の措置を講じておく必要があることを申し添えておきたい。

7.4. 意見

軽油引取税は特殊な税といえる。55ページの【図7.1.1】にもあるように、府税でありながら全国軽油流通システムに登録されている課税番号（京都府独自のものと全国共通）特別徴収義務者の氏名・住所、代表者・屋号、本店所在地、元売系列等の基本情報のみならず、課税取引情報までも当該システムに登録されたものを利用しているからである。

また、不正軽油は、それほど大きなプラントを必要とするわけではなく、一度製造すれば自由にローリー車で持ち運ぶことが可能なため、その取り締まりについては一府県だけで解決できることではなく、他府県を交えた広域的かつ機動的な対応が不可欠になる。実際、各都道府県間では活発な情報交換も行われていると聞く。

個人事業税について業種を限定列挙して認定することの問題や、自動車税において所有者が府県間を頻繁に移動したり、所有者が転々とする（しかも名義を正しく変更することなく）ことによって納税義務者と課税期間が不明確になりやすい実態とならんで、軽油引取税も税が創設された時代とは社会状況が異なり立法趣旨の想定外のことが起こっているとみえよう。その意味で、現在の法令のまま運用することには限界も感じるところである。犯罪性が強まるとともに反社会的な傾向を強め、しかもその取り締まりに各都道府県の税務職員が危険を冒している実態を垣間見ると、税を免れることのメリットをなくすべきであると考ええる。

すなわち、不正軽油を製造するインセンティブを減殺することがポイントになるのではないだろうか。たとえば、暫定税率である32円10銭/㍓の税率を法定税率の15円/㍓に戻せば、不正軽油製造のメリットはほとんどなくなるという。また、諸外国では軽油に限定した課税をしている国は少ないとも聞く。

しかし、道路特定財源の一つとして、京都府だけでも150億円前後の収入があり、しかも軽油消費量が底堅く推移する中で税率の引き下げは即減収に繋がるのであるから安易に選択しうる方途ではない。したがって、ここでは税率を維持しつつ不正軽油製造のインセンティブを減殺することのできる特効薬について前向きに検討しなければならない点だけを指摘するに留めておく。

8. ゴルフ場利用税について

8.1. ゴルフ場利用税の概要

8.1.1. ゴルフ場利用税の特徴

ゴルフ場利用税は、文字通りゴルフ場の利用に対して課税される税金であり、その負担者はゴルフ場を利用する者である。数多いスポーツの中でゴルフにだけ課税される理由としては、ゴルフ場には、その開発許可や道路整備、防災、廃棄物処理などの行政サービスが必要となるためであると説明されることがある。また、他のスポーツ施設の利用料金に比べて一般的に高額であるため、その点に担税力が認められるからでもあると言われている。

8.1.2. 税率と非課税措置

ゴルフ場利用税の税率は、ゴルフ場の利用料金に応じて利用者1人1日につき1,200円から600円の間で決められている。

なお、以下の要件に該当する場合は、ゴルフ場利用税は課税されない。

【表 8.1.2】 ゴルフ場利用税の非課税措置

①	年齢 18 歳未満の人
②	年齢 70 歳以上の人
③	地方税法に規定する障害者
④	国民体育大会ゴルフ競技参加選手が同大会のゴルフ競技としてゴルフを行う場合
⑤	学校教育法第 1 条に規定する学校の学生等又は学生を引率する教員が地方税法に定める教育活動の範囲でゴルフを行う場合

8.1.3. 申告と納税

ゴルフ場運営会社が、毎月分を翌月の15日までに申告し納税する。なお、平成16年度末において特別徴収義務者であるゴルフ場の数は、次の【表8.1.3】のとおりとなっている。なお、京都府に納められたゴルフ場利用税の10分の7は、そのゴルフ場が所在する市町村に交付される。

【表 8.1.3】 特別徴収義務者であるゴルフ場の数

所管府税公所	コースの規模（ホール数）			合計
	18 ホール未満	18 ホール	18 ホール超	
京都東府税事務所（注）	2	3	0	5
広域振興局	1	21	9	31
合 計	3	24	9	36

（注）京都市内、向日市、長岡京市、大山崎町について集中的に取り扱っている。

また、【表8.1.3の2】は過去3年間の税収状況についてまとめたものである。いずれの資料からも、京都市内にはゴルフ場は少なく、もっぱら府内に所在していることが分かる。

【表 8.1.3 の 2】 過去 3 年間のゴルフ場利用税の税収状況

所管府税公所		調定額（百万円）			収入額（百万円）		
		14 年	15 年	16 年	14 年	15 年	16 年
京都東府税事務所	現年分	112	90	86	110	88	84
	滞納分	0	2	4	0	0	0
	小計	112	92	90	110	88	84
広域振興局	現年分	1,210	1,126	1,032	1,191	1,105	1,030
	滞納分	52	49	53	22	17	3
	小計	1,262	1,175	1,085	1,212	1,122	1,033
合 計	現年分	1,322	1,216	1,118	1,301	1,193	1,114
	滞納分	52	51	57	22	18	3
	小計	1,374	1,267	1,174	1,323	1,211	1,117

8.2. 着眼点と手続

ゴルフ場利用税に関する課税ならびに徴収業務が法令に従って適正に執行されていることを、所管する府税公所に往

査して検証した。申告書の検証をはじめ、担当職員へのヒアリングや資料の分析を実施した。

8.3. 監査の結果

【表8.1.3】からもわかるように、京都府にはゴルフ場は少なく、また規模も比較的大規模なものが少ない。全体の府税収入に占めるゴルフ場利用税の割合も0.5%程度である。課税事務、徴収事務を通じて特に問題は発生していない。

8.4. 意見

8.4.1. 府内ゴルフ場利用推進の広報

全国で最もゴルフ場が多いのは北海道であり、その数は170を超えている。次いで第2位は兵庫県の166である（平成17年3月末現在）。したがって、京都府民であっても兵庫県の内のゴルフ場を利用する機会は少なくないが、その際に負担したゴルフ場利用税はもちろん兵庫県ないしはそのゴルフ場が所在する市町村の税収となることは説明したとおりである。そこで、京都府としてはゴルフ場利用税の性格を上手に広報することによって、府民にできるだけ府内のゴルフ場を利用するよう呼び掛けてみてどうか。たばこ税に関して「たばこは地元で買ひましょう」というキャッチフレーズを目にするように、ゴルフ場利用税についても「ゴルフはできるだけ地元でプレーしましょう」とするわけである。たばこと異なり、会員制というゴルフ場の性格等から単純に比較することは早計かも知れないが、府民に対して身近な府税の存在を啓発し、税に対する関心を喚起するという意味では必要な取り組みであるように思われる。参考までに、隣接府県のゴルフ場の数を【表8.4.1】にまとめておく。

【表 8.4.1】 隣接府県のゴルフ場の数

府県名	ゴルフ場の数
福 井 県	13
滋 賀 県	43
大 阪 府	43
奈 良 県	35
兵 庫 県	166

(社) 日本ゴルフ場事業協会調べ

9. 産業廃棄物税について

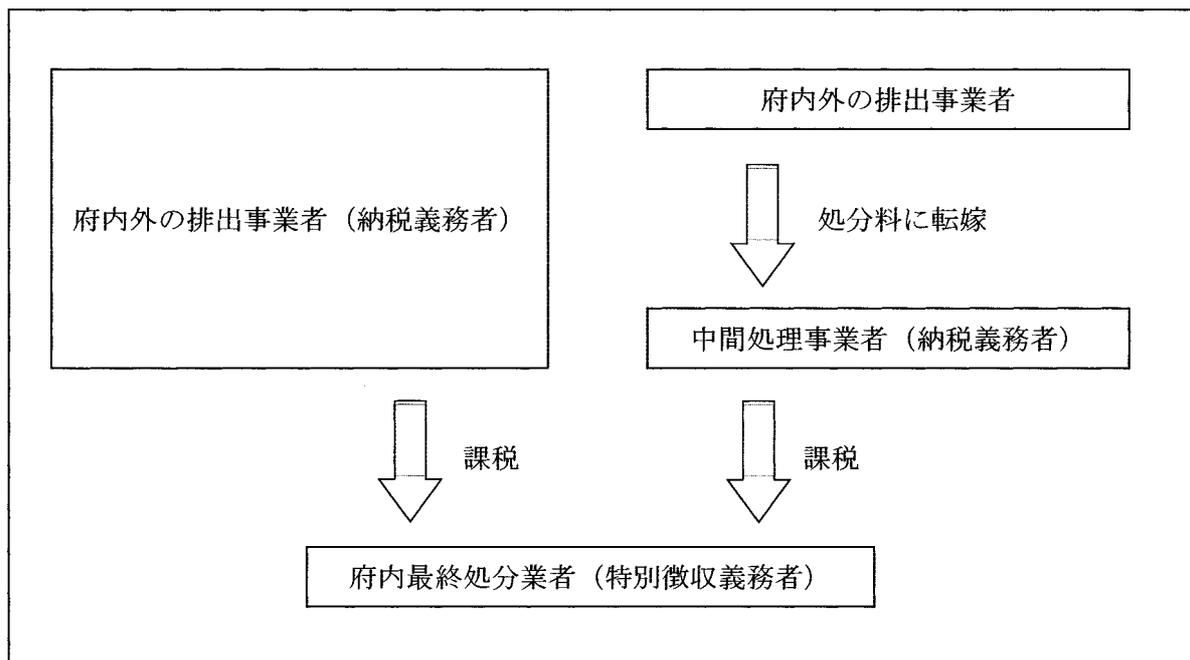
9.1. 産業廃棄物税の概要

9.1.1. 産業廃棄物税の特徴

産業廃棄物税は、社会経済システムを大量生産・大量消費・大量廃棄型から循環型へと転換することが喫緊の課題となる中、産業廃棄物の最終処分量を大幅に削減することを目的に、平成17年4月1日から導入された法定外目的税である。産業廃棄物に課税することで、排出事業者や処理業者が産業廃棄物の排出抑制行動をとることを期待するとともに、その税収を税源として産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用その他の適正な処理を促進するものである。

産業廃棄物税の特徴としては、最終処分の段階に着目して課税することとし、排出事業者や中間処理業者の処分削減努力を求め、最終処分による環境負荷の低減を目指すことにあるといえる。また、特別徴収方式とすることによって、制度を簡明なものにするるとともに、中間処理業者に委託する排出事業者の協力規定を置いている。これは、税負担分が中間処理業者から排出事業者に適正に転嫁される仕組みを工夫し、排出事業者へのインセンティブ確保を目的としたものであろう。

【図 9.1.1】 産業廃棄物税の課税の枠組み



9.1.2. 課税標準と税率

産業廃棄物税の課税標準は府内最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量 (ト)である。そして、その税率は、搬入される産業廃棄物の重量 1 トンあたり1,000円とされている。これは、20km / t の運搬料に相当し、近隣県とも整合性を図り、産業廃棄物の他府県への流出を起こさせないように設定されたものである。

9.1.3. 徴収方法と納税義務者

産業廃棄物税は、最終処分業者による特別徴収によることとされている。府内最終処分業者が特別徴収義務者となり、排出事業者等から処分料金と併せて産業廃棄物税を徴収し、京都府に申告のうえ納税する。

9.1.4. 申告と納税

府内の最終処分業者等が、下表の期間において徴収または納付すべきものについて、それぞれの期限までに申告し、納税する。

期 間	期 限
1 月 1 日から 3 月末日まで	4 月末日
4 月 1 日から 6 月末日まで	7 月末日
7 月 1 日から 9 月末日まで	10 月末日
10 月 1 日から 12 月末日まで	翌年 1 月末日

9.1.5. 産業廃棄物税の用途

産業廃棄物税の用途として、【表9.1.5】に掲げる事項が予定されている。

【表 9.1.5】 産業廃棄物税の用途

(1)	産業廃棄物の減量化の推進 (減量化・リサイクル技術の研究開発等支援)
(2)	適正処理施設の整備推進 (リサイクル施設の整備支援)
(3)	産業廃棄物処理情報の共有化等支援 (排出事業者のサポート、有料処理業者育成のための情報システム等の整備)

導入初年度の税収を受けて、その活用用途に関心が集まるところであるが、これを新聞報道から探ってみよう。

京都府は、本年度導入した産業廃棄物税を活用して支援する民間のごみ減量策やリサイクル事業を初めて発表した。使わなくなった瓦を、ヒートアイランド対策にもなる屋上緑化の土壌に再生する研究開発など3件で、約700万円が交付される。産廃税は、昨年4月から施行された。府内で産廃を最終処分する際、1㎡あたり1,000円を排出業者が負担する。最終処分業者が処分料金に上積みして徴収し、府に納める。4～9月分まで約4,600万円の納入があり、年間6,500万円の税収を見込んでいる。税収は、廃棄物抑制や再生利用に関する施設整備や、民間業者の技術開発に使われることになっている。府は助成事業を公募し、応募してきた6事業の中から学識者らの審査会で3事業を選んだ。府は、来年度以降も対象事業を募る方針。
(平成18年2月2日/京都新聞より)

つまり、産業廃棄物税の税収を財源とする新しい助成制度が創設されたわけであるが、助成対象とされた事業とその助成額は次ページの【表9.1.5の2】のとおりである。いずれも、【表9.1.5】に掲げる(1)ないし(2)の目的に沿うものとなっている。

【表 9.1.5 の 2】 産業廃棄物税を財源とする助成制度

	助成対象とされた事業	助成額(千円)
①	廃瓦を粉砕して保水力のある土壌を作り屋上緑化や家畜し尿処理に利用する事業	1,750
②	下水道泥炭で脱臭剤やダイオキシン吸着剤を作り出す技術の開発事業	2,300
③	再生プラスチック製品作り用の大型プラスチック破砕機の整備事業	3,000

9.2. 着眼点と手続

平成17年4月1日から導入された新しい税制であるため、排出業者への周知徹底がなされ、スタート時のスムーズな導入とその弾力的運用、あるいは逆に過度の運用による混乱等がないかという視点に立って担当部署のヒアリングを中心に行った。

また、税の申告・納税・徴収制度が、シンプルでかつ検証容易であるかについても検討した。

9.3. 監査の結果

新税の周知徹底については、特に排出業者の間では若干の戸惑いが見られたものの税額が大きくないこともあり大きなトラブルもなく制度がスタートした。

また、特に計算や解釈が複雑ということもなく、また府内の最終処分業者は6社しかないこともあって、今のところ問題なく運用されている。

さらに、申告された産業廃棄物重量と府に報告される府内最終処分場における産業廃棄物重量をチェックすることで、容易に申告の誤謬、脱漏の有無を確認できる点でも、この制度はスムーズに運用されると思われる。大きな徴税コストもかかることなく今後も効率的に運用できるとの印象を受けた。

9.4. 意見

産業廃棄物税は、昨今の高まる環境保護意識を税という形で実現しているという意味で、府民の理解を得やすくスムーズな運用が可能であると思われる。さらに、制度としてはシンプルにできており、しかもチェックが容易であるという点においても新税として評価できる。

今後、解決すべき問題としては、近隣府県の足並みが不揃いである点であろう。全国で産業廃棄物税を導入しているのは21府県であり、近畿2府4県の中では、大阪・兵庫・和歌山の3府県が未導入である。また、導入している府県の中でも、京都府と奈良県が特別徴収方式を採用しているのに対して、三重県と滋賀県では排出する事業者に直接課税する方式を採用しているなど、制度の内容についても大きく異なっている。ちなみに、産業廃棄物税を導入している全国21府県中、特別徴収方式を採用しているのは京都府を含む19府県であり、三重県と滋賀県の2県のみが直接課税方式を採用している。

現在のところ、税率も低く産業廃棄物を他府県へ移動させるコストよりも低い税額のため、府県間で移動されることはほとんどないと推察される。しかし、近隣府県において、同じ「産業廃棄物税」の名称でありながら、申告義務者が異なることは混乱の一因ともなりかねず、将来において税率等の改正によって税負担が加重になると、近隣他府県へ産業廃棄物を移動させるなどの租税回避行動をとられる懸念も想定される。したがって、地方自治の独自性を守りつつも、制度の見直しに際しては、近隣他府県との情報交換等を密に行う必要性を痛感する。

10. 徴税費関係について

10.1. 概要

京都府の一般会計の歳入額は、10ページの【表1.1】に示すとおり、平成16年度で840,373百万円である。そのうち府税収入は231,106百万円であり、歳入額全体の27.5%を占めている。税は自動的に収納されるものではないため、人件費その他の費用が徴税コストとして直接的あるいは間接的に発生する。徴税費用を必要最小限に抑えることは、課税の効率性を高めることに繋がり、府民が負担した貴重な税金を無駄なく有効に活用するためにも重要な事項である。しかし、効率性の面ばかりを追求すると、税を取りやすいところから取るといったことにもなりかねず、課税の公平性を損なう可能性がある。したがって、課税する側は、常に課税の効率性と公平性の双方を意識しながら業務に携わる必要があるといえる。

また、納税する側の府民の立場から行政活動を眺めた場合、徴収された税が府民のためにどのように使われているかが最大の関心事であることはいうまでもない。しかし、使途に先立つ徴税の段階で多くの無駄なコストがかけられているのでは元も子もない。したがって、徴税業務に係るコストはできるだけ低く抑えつつ最大の成果を上げる必要がある。

ここでは、課税の効率性の側面に焦点をあて、特に徴税費関係について検討を加えることとする。

10.2. 着眼点と手続

課税の効率性を検証する場合において、徴税費の範囲をどこまで広げて検討するかが問題となる。まず第一に考えられるのは、徴税に直接的・間接的に携わる職員の人件費である。その他にも、徴収活動に不可欠の交通費や電話代等の諸経費があろう。さらに広く考えれば、賃借物件に入居している府税事務所の家賃等も徴税に要するコストとして考慮すべきであるといえる。しかしながら、他の都道府県と比較をすることが重要であることから、比較可能な範囲で徴税コストに関する資料の提示を求めた。

10.3. 監査の結果

10.3.1. 都道府県別徴税コスト

総務省が実施している「課税状況等に関する調」を基礎として、本庁税務課が作成した平成16年度の徴税コストに関する資料は【表10.3.1】のとおりである。ここで、需用費とは、地方公共団体の行政事務の執行上必要とされる物品の取得・購入等に要する経費や通信運搬費等の経費をいう。また、徴税取扱費等とは、個人府民税のところでも述べたとおり、府内の市町村が個人府民税の徴収を取り扱っているため、その徴収コストの負担分として市町村に対して交付されるものや特別徴収義務者に対する交付金等をいう。

次ページの【表10.3.1】の「徴税費/収入額」欄の数値は、税込額100円あたりの徴税コストの額（円単位）を示している。この徴税コストについてワースト順に並べ替えた資料が65ページの【表10.3.1の2】である。

これによると、第1位は高知県の6.27円であり、次に長崎県の4.21円、以下宮崎県3.96円、奈良県3.86円と続き、京都府は3.84円で第5位となっており、全国平均の2.64円と比較しても著しく高い徴税コストとなっている。逆に、コストの低い順では、第1位が東京都の1.92円であり、次に愛知県の2.27円、以下大阪府2.44円、茨城県2.48円、静岡県2.57円と続いている。

ちなみに、国税庁の統計資料によると、国税の徴収コストは1.67円（平成15年度数値）とされている。もっとも、申告納税を主体とする国税と賦課課税が主体となる地方税とでは自ずとコスト構造も異なるから、府税と国税の徴収コストを単純比較することは問題なしとしないが、ここでは参考数値として掲げておく。

【表 10.3.1】 都道府県別徴税コスト比較（平成16年度）

都道府県	税込額（千円）	徴 税 費（千円）					徴税費／ 収入額（%）	徴税吏員数 （人）
		人件費	旅費	需用費	徴収取扱費等	計		
北海道	509,334,544	6,882,413	107,512	2,226,497	7,966,649	17,183,071	3.37	941
青森県	117,236,642	1,686,182	16,877	331,683	1,740,101	3,774,843	3.22	244
岩手県	109,273,919	1,645,679	18,976	303,578	1,694,992	3,663,225	3.35	205
宮城県	239,437,856	2,306,260	16,747	687,812	3,278,185	6,289,004	2.63	312
秋田県	86,123,845	1,081,159	8,914	337,440	1,346,378	2,773,891	3.22	144
山形県	97,243,905	1,305,406	17,505	305,799	1,496,154	3,124,864	3.21	208
福島県	193,804,332	2,115,512	15,893	513,550	2,628,789	5,273,744	2.72	289
茨城県	316,121,138	2,531,948	48,787	806,447	4,461,238	7,848,420	2.48	311
栃木県	227,636,373	2,524,175	32,471	535,910	3,021,382	6,113,938	2.69	316
群馬県	205,092,399	2,672,943	9,672	1,141,215	2,997,327	6,821,157	3.33	401
埼玉県	602,945,313	5,293,886	21,396	497,341	10,629,726	16,442,349	2.73	777
千葉県	647,824,455	5,786,761	20,171	1,125,813	10,859,106	17,791,851	2.75	737
東京都	4,252,873,322	33,861,982	81,680	17,366,784	30,333,819	81,644,265	1.92	4,192
神奈川県	974,414,627	10,083,565	25,076	2,120,484	16,484,547	28,713,672	2.95	960
新潟県	233,117,025	2,712,632	26,963	503,008	3,228,319	6,470,922	2.78	355
富山県	118,354,770	1,355,182	5,375	358,897	1,672,495	3,391,949	2.87	159
石川県	121,411,127	1,176,663	6,018	430,310	1,766,539	3,379,530	2.78	165
福井県	96,978,997	1,105,343	3,386	438,230	1,206,227	2,753,186	2.84	142
山梨県	91,772,627	885,923	3,994	463,198	1,253,815	2,606,930	2.84	118
長野県	206,455,471	2,311,604	6,479	501,922	3,002,422	5,822,427	2.82	305
岐阜県	202,216,623	1,761,951	13,401	1,018,152	3,057,754	5,851,258	2.89	269
静岡県	437,669,525	4,194,048	57,374	677,938	6,330,531	11,259,891	2.57	526
愛知県	1,042,686,844	8,215,491	22,019	2,473,982	12,940,411	23,651,903	2.27	1,043
三重県	211,784,254	1,886,499	20,207	883,500	2,931,017	5,721,223	2.70	285
滋賀県	136,546,424	1,529,023	12,569	420,827	2,021,252	3,983,671	2.92	185
京都府	231,105,485	4,434,198	16,214	717,921	3,710,929	8,879,262	3.84	469
大阪府	1,151,703,980	12,242,749	35,338	2,429,324	13,342,317	28,049,728	2.44	1,279
兵庫県	528,372,458	6,377,194	59,251	1,506,952	8,645,620	16,589,017	3.14	765
奈良県	103,645,664	1,419,932	7,740	500,324	2,068,133	3,996,129	3.86	177
和歌山県	82,322,209	1,192,618	8,559	481,462	1,229,679	2,912,318	3.54	163
鳥取県	49,319,916	792,641	6,201	275,811	776,961	1,851,614	3.75	120
島根県	57,938,513	925,762	9,885	268,765	960,037	2,164,449	3.74	127
岡山県	190,753,863	2,141,515	11,724	390,375	2,798,619	5,342,233	2.80	264
広島県	282,857,040	3,376,927	26,809	504,097	4,288,733	8,196,566	2.90	426
山口県	151,663,157	2,205,400	15,732	404,756	2,134,768	4,760,656	3.14	273
徳島県	76,559,182	1,349,202	18,466	378,688	1,053,432	2,799,788	3.66	168
香川県	104,957,109	1,157,085	9,099	389,028	1,450,600	3,005,812	2.86	164
愛媛県	121,359,255	1,454,482	11,808	366,274	1,760,954	3,593,518	2.96	184
高知県	54,160,304	1,246,339	6,757	369,031	1,772,415	3,394,542	6.27	162
福岡県	488,087,721	6,946,064	34,387	1,378,770	6,697,892	15,057,113	3.08	793
佐賀県	74,691,161	1,011,815	10,416	389,358	1,035,753	2,447,342	3.28	139
長崎県	93,507,348	1,997,050	26,086	304,604	1,608,665	3,936,405	4.21	250
熊本県	142,117,743	1,851,336	40,276	446,545	2,089,115	4,427,272	3.12	266
大分県	100,157,975	1,476,007	12,794	381,272	1,447,409	3,317,482	3.31	199
宮崎県	81,868,026	1,380,425	13,485	544,928	1,306,205	3,245,043	3.96	178
鹿児島県	124,444,519	2,123,003	27,428	612,770	1,911,973	4,675,174	3.76	272
沖縄県	86,890,367	1,484,180	14,498	289,658	1,252,296	3,040,632	3.50	206
合 計	15,856,839,352	165,498,154	1,042,415	49,801,030	201,691,680	418,033,279	2.64	20,633

<参考>

京都市	255,074,947	6,395,488	4,099	1,191,236	△ 1,776,595	5,814,228	2.28	738
国税	国税収入の百円あたりの徴税コスト（平成15年度数値）						1.67	

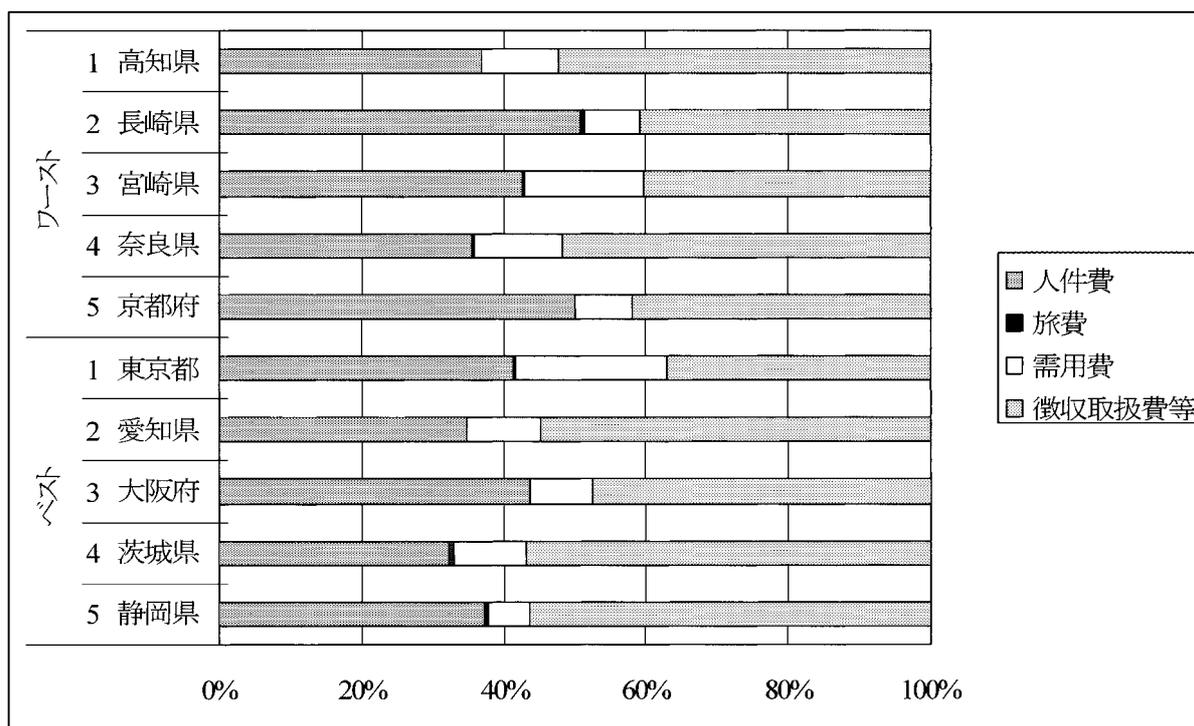
【表 10.3.1 の 2】 徴税コストのワースト順位

ワースト順位	都道府県名	徴税コスト	ワースト順位	都道府県名	徴税コスト
1	高知県	6.27	25	神奈川県	2.95
2	長崎県	4.21	26	滋賀県	2.92
3	宮崎県	3.96	27	広島県	2.90
4	奈良県	3.86	28	岐阜県	2.89
5	京都府	3.84	29	富山県	2.87
6	鹿児島県	3.76	30	香川県	2.86
7	鳥取県	3.75	31	福井県	2.84
8	島根県	3.74	32	山梨県	2.84
9	徳島県	3.66	33	長野県	2.82
10	和歌山県	3.54	34	岡山県	2.80
11	沖縄県	3.50	35	新潟県	2.78
12	北海道	3.37	36	石川県	2.78
13	岩手県	3.35	37	千葉県	2.75
14	群馬県	3.33	38	埼玉県	2.73
15	大分県	3.31	39	福島県	2.72
16	佐賀県	3.28	40	三重県	2.70
17	青森県	3.22	41	栃木県	2.69
18	秋田県	3.22	—	平均	2.64
19	山形県	3.21	42	宮城県	2.63
20	兵庫県	3.14	43	静岡県	2.57
21	山口県	3.14	44	茨城県	2.48
22	熊本県	3.12	45	大阪府	2.44
23	福岡県	3.08	46	愛知県	2.27
24	愛媛県	2.96	47	東京都	1.92

10.3.2 . 徴税費の内訳分析

【表10.3.1の 2】 をもとに、徴税コストの高い府県（1 高知県、2 長崎県、3 宮崎県、4 奈良県、5 京都府）と、徴税コストの低い都県（1 東京都、2 愛知県、3 大阪府、4 茨城県、5 静岡県）とを抽出し、徴税費の内訳について構成比をグラフで示したものが、次の【図10.3.2】である。

【図 10.3.2】 徴税費の内訳グラフ



このグラフをみると、徴税コストの高い長崎県（ワースト2位）や宮崎県（ワースト3位）については、徴税費に占める人件費の割合が高くなっていることが分かる。とくに長崎県では人件費の割合が突出して高くなっている。高知県（ワースト1位）奈良県（ワースト4位）については、市町村に交付する徴収取扱費等の割合が高く、これが大きな負担となっていることも読み取ることができる。

逆に、徴税コストの低い都道府県を見ると、愛知県（ベスト2位）・茨城県（ベスト4位）・静岡県（ベスト5位）については、人件費の割合が低く、代わりに徴収取扱費等の割合が高くなっている。東京都（ベスト1位）・大阪府（ベスト3位）についても人件費の割合はやや高くなっているものの、徴税コストの高い長崎県と比較すれば低く抑えられている方であるといえる。もっとも、ここで抽出した都府県の中で、東京都・愛知県・大阪府については、そもそも税収額自体の規模が大きく、他の府県とは桁違いとなっている点を考慮して比較する必要がある。徴税吏員数においても、東京都4,192人、愛知県1,043人、大阪府1,279人となっており、京都府の469人と比較しても規模の違いは明白である。

さて、ワースト5位の京都府についてであるが、税収額は47都道府県中で中位クラスの規模であるものの、徴税コストに占める人件費の割合が49.9%と非常に高い数値を示している。徴収取扱費等の割合は41.8%であり、この値は比較的低い方といえる。したがって、京都府は長崎県と同様に人件費比率が突出して高く、それが徴税コスト全体を押し上げるというコスト構造になっていることが窺える。

このように、徴税費に占める人件費割合が高くなっている要因として何が考えられるのか、本庁税務課に質問したところ、次のような分析結果を得た。

【表 10.3.2】 徴税費に占める人件費割合が高い要因（本庁税務課からの回答）

★人件費割合の高低要素としては、主に職員数、平均年齢、時間外勤務手当等の支給状況が考えられる。

職員数については、各地方公共団体における税収構造や組織形態によって異なり、一概に数値の多寡を比較することは適切でない。

平均年齢が高ければ、給与費も高くなる。税務職員平均年齢が全国平均で43.9歳に対して、京都府は46.7歳と4番目に高年齢となっている。府（行政職）平均の43.1歳と比較しても3.6歳高くなっている。

時間外勤務手当、特殊勤務手当等については、他府県と比較できるデータがなく詳細な分析はできていない。

★上記のほか、人件費割合を分析する場合、委託業務を考慮する必要があると考える。

窓口業務等を民間等へ委託している場合、その経費は人件費ではなく、他の費目（委託料等）として整理されている。都道府県によって業務処理の形態が多様化しており、これらを考慮した分析が必要である。

10.3.3. 一人あたりの人件費について

10.3.2.の結果から、京都府の徴税コストを考える場合、やはり人件費が重要なポイントと考えざるを得ない。また、本庁税務課からの回答にあるように、職員数の多寡は各地方公共団体における税収構造、組織形態によって異なることから、職員数を要因とする人件費割合の増加を排除した分析をする必要がある。そこで、【表10.3.1】をもとに、人件費を徴税吏員数で除して1人あたりの人件費を算出した資料が、次ページの【表10.3.3】である。さらに、その順位付けをした資料が、次ページの【表10.3.3の2】である。

【表 10.3.3】 徴税に要する 1人あたり人件費

都道府県	人件費 (千円)	徴税吏員数 (人)	徴税吏員一 人あたり人件 費(千円)	都道府県	人件費 (千円)	徴税吏員数 (人)	徴税吏員一 人あたり人件 費(千円)
北海道	6,882,413	941	7,313	京都府	4,434,198	469	9,454
青森県	1,686,182	244	6,910	大阪府	12,242,749	1,279	9,572
岩手県	1,645,679	205	8,027	兵庫県	6,377,194	765	8,336
宮城県	2,306,260	312	7,391	奈良県	1,419,932	177	8,022
秋田県	1,081,159	144	7,508	和歌山県	1,192,618	163	7,316
山形県	1,305,406	208	6,275	鳥取県	792,641	120	6,605
福島県	2,115,512	289	7,320	島根県	925,762	127	7,289
茨城県	2,531,948	311	8,141	岡山県	2,141,515	264	8,111
栃木県	2,524,175	316	7,987	広島県	3,376,927	426	7,927
群馬県	2,672,943	401	6,665	山口県	2,205,400	273	8,078
埼玉県	5,293,886	777	6,813	徳島県	1,349,202	168	8,030
千葉県	5,786,761	737	7,851	香川県	1,157,085	164	7,055
東京都	33,861,982	4,192	8,077	愛媛県	1,454,482	184	7,904
神奈川県	10,083,565	960	10,503	高知県	1,246,339	162	7,693
新潟県	2,712,632	355	7,641	福岡県	6,946,064	793	8,759
富山県	1,355,182	159	8,523	佐賀県	1,011,815	139	7,279
石川県	1,176,663	165	7,131	長崎県	1,997,050	250	7,988
福井県	1,105,343	142	7,784	熊本県	1,851,336	266	6,959
山梨県	885,923	118	7,507	大分県	1,476,007	199	7,417
長野県	2,311,604	305	7,579	宮崎県	1,380,425	178	7,755
岐阜県	1,761,951	269	6,550	鹿児島県	2,123,003	272	7,805
静岡県	4,194,048	526	7,973	沖縄県	1,484,180	206	7,204
愛知県	8,215,491	1,043	7,876	合 計	165,498,154	20,633	8,021
三重県	1,886,499	285	6,619	<参考>			
滋賀県	1,529,023	185	8,264	京都市	6,395,488	738	8,665

【表 10.3.3 の 2】 徴税に要する 1人あたり人件費ランキング

順位 (ワースト)	都道府県	人件費(千円)	徴税吏員数 (人)	徴税吏員一 人あたり人件 費(千円)	順位 (ワースト)	都道府県	人件費(千円)	徴税吏員数 (人)	徴税吏員一 人あたり人件 費(千円)
1	神奈川県	10,083,565	960	10,503	25	高知県	1,246,339	162	7,693
2	大阪府	12,242,749	1,279	9,572	26	新潟県	2,712,632	355	7,641
3	京都府	4,434,198	469	9,454	27	長野県	2,311,604	305	7,579
4	福岡県	6,946,064	793	8,759	28	秋田県	1,081,159	144	7,508
5	富山県	1,355,182	159	8,523	29	山梨県	885,923	118	7,507
6	兵庫県	6,377,194	765	8,336	30	大分県	1,476,007	199	7,417
7	滋賀県	1,529,023	185	8,264	31	宮城県	2,306,260	312	7,391
8	茨城県	2,531,948	311	8,141	32	福島県	2,115,512	289	7,320
9	岡山県	2,141,515	264	8,111	33	和歌山県	1,192,618	163	7,316
10	山口県	2,205,400	273	8,078	34	北海道	6,882,413	941	7,313
11	東京都	33,861,982	4,192	8,077	35	島根県	925,762	127	7,289
12	徳島県	1,349,202	168	8,030	36	佐賀県	1,011,815	139	7,279
13	岩手県	1,645,679	205	8,027	37	沖縄県	1,484,180	206	7,204
14	奈良県	1,419,932	177	8,022	38	石川県	1,176,663	165	7,131
-	平均	165,498,154	20,633	8,021	39	香川県	1,157,085	164	7,055
15	長崎県	1,997,050	250	7,988	40	熊本県	1,851,336	266	6,959
16	栃木県	2,524,175	316	7,987	41	青森県	1,686,182	244	6,910
17	静岡県	4,194,048	526	7,973	42	埼玉県	5,293,886	777	6,813
18	広島県	3,376,927	426	7,927	43	群馬県	2,672,943	401	6,665
19	愛媛県	1,454,482	184	7,904	44	三重県	1,886,499	285	6,619
20	愛知県	8,215,491	1,043	7,876	45	鳥取県	792,641	120	6,605
21	千葉県	5,786,761	737	7,851	46	岐阜県	1,761,951	269	6,550
22	鹿児島県	2,123,003	272	7,805	47	山形県	1,305,406	208	6,275
23	福井県	1,105,343	142	7,784	<参考>				
24	宮崎県	1,380,425	178	7,755	京都市	6,395,488	738	8,665	

【表10.3.3の2】から、京都府は、神奈川県・大阪府に次いで3番目に徴税に要する一人あたりの人件費が高くなっている。京都府の徴税に要する一人あたり人件費は、全国平均の8,021千円を1,434千円も上回る9,455千円にも上っている。

また、参考までに平成15年度の徴税吏員1人あたり人件費ワースト10位までの府県について、平成16年度での変化を追跡調査した資料を【表10.3.3の3】に示した。

平成15年度のランキングと比較すると、ワースト・スリーの順位は変わっていない上に、神奈川県と京都府では1人あたりの人件費が上昇していることがわかる。また、4位から10位についての順位は変動しているが、福岡県と茨城県以外の県では1人あたり人件費は減少している。

【表 10.3.3 の 3】 徴税吏員 1 人あたり人件費ランキング前年度比較表

平成15年度				平成16年度			
順位 (ワースト)	都道府県	徴税吏員数 (人)	徴税吏員一人 あたり人件費 (千円)	順位 (ワースト)	都道府県	徴税吏員数 (人)	徴税吏員一人 あたり人件費 (千円)
1	神奈川県	987	10,473	1	神奈川県	960	10,503
2	大阪府	1,287	9,606	2	大阪府	1,279	9,572
3	京都府	479	9,291	3	京都府	469	9,454
4	富山県	161	8,767	4	福岡県	793	8,759
5	福岡県	803	8,662	5	富山県	159	8,523
6	新潟県	320	8,501	6	兵庫県	765	8,336
7	東京都	4,222	8,454	7	滋賀県	185	8,264
8	滋賀県	181	8,444	8	茨城県	311	8,141
9	兵庫県	773	8,378	9	岡山県	264	8,111
10	岡山県	271	8,213	10	山口県	273	8,078
平均		20,630	8,118	平均		20,633	8,021

徴税吏員1人あたり人件費の平成16年度全国平均が、8,118千円から8,021千円に低下している中で、京都府のそれは9,291千円から9,454千円に上昇している。

徴税コストに占める人件費の割合が高いことが京都府の特徴であることは、すでに指摘したところであるが、この人件費の問題にメスが入らない限り、徴税コスト改善の途は遠いと思われる。

ここで、税務職員数と調定額および税収額を比較した資料を示してみよう。【表10.3.3の4】および次ページの【表10.3.3の5】であるが、これらの表における「調定額/人」の数値は課税関係に携わる職員1人当たりの調定額を示し、「収入額/人」の数値は徴収関係に携わる職員1人当たりの税収額を示している。

【表10.3.3の4】では、近畿2府4県のデータを示しているが、京都府の数値がいずれも低位に留まっていることが明らかである。

【表 10.3.3 の 4】 税務職員数の比較（平成16年度、近畿2府4県）

順位	都道府県	調定額 (億円)	収入額 (億円)	徴収率 (%)	職員数(人)			調定額/人 (百万円)	収入額/人 (百万円)	調定10億円 当たり職員数	税収10億円 当たり職員数
					計	内課税関係	内徴収関係				
1	大阪府	11,935	11,517	96.5	1,279	607	502	1,966	2,294	0.51	0.44
2	兵庫県	5,583	5,284	94.6	765	327	293	1,707	1,803	0.59	0.55
3	滋賀県	1,420	1,365	96.2	185	90	72	1,578	1,896	0.63	0.53
4	奈良県	1,100	1,036	94.2	177	84	67	1,309	1,547	0.76	0.65
5	京都府	2,396	2,311	96.5	469	211	209	1,135	1,106	0.88	0.90
6	和歌山県	859	823	95.8	163	78	53	1,102	1,553	0.91	0.64
合計		23,293	22,336	95.9	3,038	1,397	1,196	1,667	1,867	0.60	0.54
平均		3,882	3,722	95.9	506	232	199	1,667	1,867	0.60	0.54

一方、【表10.3.3の5】は、課税関係職員1人当たりの調定額を基準に順位付けをしているが、徴収関係職員1人当たり税収額でも、京都府は政令指定都市を有する府県の中で最下位となっている。これらのデータからも京都府の課税の効率性の低さが窺えるが、これをもって直ちに税務職員の人員削減のみを主張するのは早計である。あくまでも、課税の効率性を高めるための組織とバックグラウンドとなるシステム作りを検討した上で、適正な職員数を導き最

適な人員配置を行うべきである。そして、その結果として数値が向上するのでなければならない。

【表 10.3.3 の 5】 税務職員数の比較 (平成 16 年度、政令指定都市を有する府県)

順位	都道府県	調定額 (億円)	収入額 (億円)	徴収率 (%)	職員数 (人)			調定額/人 (百万円)	収入額/人 (百万円)	調定10億円 当たり職員数	税収10億円 当たり職員数
					計	内課税関係	内徴収関係				
1	神奈川県	9,802	9,477	96.7	960	371	409	2,642	2,317	0.38	0.43
2	千葉県	6,800	6,478	95.3	737	260	399	2,615	1,624	0.38	0.62
3	宮城県	2,488	2,394	96.2	312	118	157	2,108	1,525	0.47	0.66
4	埼玉県	6,367	6,029	94.7	777	304	370	2,094	1,630	0.48	0.61
5	愛知県	10,745	10,427	97.0	1,043	523	400	2,054	2,607	0.49	0.38
6	大阪府	11,935	11,517	96.5	1,279	607	502	1,966	2,294	0.51	0.44
7	兵庫県	5,583	5,284	94.6	765	327	293	1,707	1,803	0.59	0.55
8	静岡県	4,526	4,377	96.7	526	274	194	1,652	2,256	0.61	0.44
9	福岡県	5,098	4,881	95.7	793	341	314	1,495	1,554	0.67	0.64
10	北海道	5,274	5,093	96.6	941	408	433	1,293	1,176	0.77	0.85
11	広島県	2,929	2,829	96.6	426	232	163	1,262	1,735	0.79	0.58
12	京都府	2,396	2,311	96.5	469	211	209	1,135	1,106	0.88	0.90
合計		73,943	71,097	96.2	9,028	3,976	3,843	1,860	1,850	0.54	0.54
平均		6,162	5,925	96.2	752	331	320	1,860	1,850	0.54	0.54

10.4. 意見

徴税費の分析は、課税の効率性の評価に通じる。効率性とは、成果を維持しながら、いかにコストを下げるかということである。すなわち、コストを削減するだけでなく、コストを削減した結果、成果が下がらないようにしなければならないということである。課税の効率性における成果とは税収の確保であり、コストは徴税費にあたる。コスト削減だけに目を向けて、税収額の低下を招いたのでは、およそ効率性が向上したとはいえない。例えば、単に職員数のみを減らしてコストを削減したとしても、業務の効率化が進んでいなければ、結局は組織としての活力と能力が減衰し、税収額の減少に繋がるおそれがある。

65ページの【表10.3.1の2】や67ページの【表10.3.3の2】から、京都府は他の都道府県と比較して徴税コストが高く、その中でも徴税に要する1人あたりの人件費が突出して高くなっていることが判明した。1人あたりの人件費が高くても全体の徴税コストが低ければ、人件費の高さが効率性を生んでいるとも考えられるが、徴税コストが高くなっている原因そのものが人件費の高さにあるということになれば、改善の余地があると言わざるを得ない。人件費が高い原因としては、税務職員の高齢化や時間外勤務手当をはじめとする各種手当の発生等が考えられる。

まず、高齢化に関しては、66ページの【表10.3.2】に示した本庁税務課からの回答にもあるように、税務職員の平均年齢が全国で4番目に高くなっている点に注目したい。さらに、京都府の行政職の平均年齢と比較しても3.6歳も高いということであるが、経験が必要とされる税務職にあっては一概に高齢職員の配属を否定することはできない。しかし、課税の効率性の観点からいえば、ベテランの職員を配属する以上は、それに相応しい業務の効率化を進め、彼らの豊富な経験に基づくスキルとノウハウを発揮できる環境を整えるのでなければ意味がない。それにもかかわらず、業務の効率化を等閑にしたまま高齢者を配属し、その従事する業務が経験の浅い若手職員でも対応可能なものばかりであるとすれば、それは、およそ効率性とは程遠いものと言わざるを得ない。そのような対応が徴税コストを引き上げる大きな原因になっているとすれば、納税者としては決して納得のいく話ではないであろう。人事政策にまで踏み込むことには若干の躊躇を憶えるが、現状の税務職員をめぐる人事施策を放置しておいたのでは、徴税コストのワーストランキング上位から脱却することは難しいと思われる。

つぎに、時間外勤務手当が発生する原因としては、作業の遅滞や手間のかかる業務の増加などが背景となっているようである。あるいは、京都府の税収の中に徴税に手間を要するものが他の都道府県と比べて多くなっているということも考えられる。しかし、京都府の税収内訳を見ると、平成16年度では法人事業税が26.4%で最も多く、次いで個人府民税が19.3%、地方消費税14.0%、自動車税12.7%となっている。このうち個人府民税と地方消費税は、ほぼ自動的に入ってくる税収であるし、法人事業税においても、外形標準課税等を除いて国税準拠による課税がほとんどであり、徴税に特別な努力を要する税目とは言えない。これら法人事業税、個人府民税、地方消費税の3税で京都府の税収のほぼ6割を占めていることを事実として確認しておくことが必要である。一方、自動車税、不動産取得税および法人事業税は「努力3税目」ともいわれ、徴税にあたっては努力のみならず、かなりの労力を要する税目であるが、それらの合計は全体の税収の2割にも満たない。したがって、税収の内訳構成が徴税に要する人件費の増加に影響を与えているとは考えられない。

【表10.3.1】以下の図表で用いたデータについて、他府県との比較資料からは人件費の内訳までは不明である。また、

嘱託職員の報酬の取り扱いなど都道府県によって業務処理形態が多様化しているため、単純な比較は早計であるとの指摘も頷けるところである。しかしながら、今回の分析によって京都府の抱える問題点を多少なりとも浮き彫りにできたことは事実である。地方行政において、課税の効率性の観点から、コスト意識を持続けることは誠に重要である。時間外勤務手当を含めた諸手当が他府県と比べて多いということであれば、他の都道府県の手法を参考に作業の効率化を検討すべきである。一般企業であれば、常にコスト意識を持つことが求められ、それを怠った企業は市場からの撤退を余儀なくされる。地方公共団体においてもそのようなコスト意識を持つことの重要性に変わりはない。業務の効率化によるコストの削減は、自立を目指す地方公共団体の健全な財政を構築する上で、今後も最重要課題としてのポジションを失うことはないと思料する。

11. 課税客体の捕捉について

11.1. 概要

府税公所の職務は、税制の広報・周知徹底、課税・賦課徴収そして税務調査であり、一連の業務を通じて課税の公平を維持しつつ税収（行政サービスの財源）を確保することにある。しかし、この一連の流れの中で、ややもすれば埋没しかねないのが課税客体の脱漏である。というのは、京都府が納税義務者を把握していない場合でも、上記一連の業務はそれなりにスムーズに進めることができるからである。その結果、ともすれば積極的に課税客体の脱漏防止に努めようとする意欲が不足する場面があるのではないかという危惧がある。

しかし、府民にとって課税客体の脱漏は不公平感を抱く大きな要因になることは間違いなく、「うまく逃れている人がいるのではないか」という漠然とした疑念を抱く人は少なくない。そして、そのような疑念が燎原の火のごとく蔓延していくと、いずれは納税意欲の減退に繋がることは疑いのないところである。そのため税務行政としては、把握した納税義務者に対する対応はもちろんのこと、未だ把握していない納税義務者が存在しないように細心の注意と最大限の努力を払う必要がある。

ちなみに、京都府の平成17年度の税収確保対策推進会議作成の「税収確保の取組みについて」という資料にも「課税客体の捕捉等の徹底」という項が比較的大きなスペースを割いて記載されている。京都府としても大きなテーマとして捉えていることの証左である。

11.2. 着眼点と手続

いずれの税目においても、課税客体の捕捉に対する対応策が的確に練られ職員の意識の中にそれが徹底されているか否か、また常に社会経済状勢の変化とともにその対応策が最新のものに更新されているか否かという観点から検証を加えた。また、手続きとしては、課税客体の捕捉方法に関するマニュアル等の文書を入手し、各税目別担当職員に対する質問に対して回答を得る方法によった。

11.3. 監査の結果

課税客体の捕捉については、総じて努力と工夫の跡が見られるものの、まだまだ知恵を絞れば捕捉方法が他にもあると思われる。京都府の主な課税客体捕捉の取組の概要と実績は次ページの【表11.3】のとおりである。

【表 11.3】 課税客体捕捉取組の概要と実績

税 目	取 組 概 要 ・ 実 績									
法人府民税 法人事業税	<p>○ 未登録法人の捕捉</p> <p>法務局調査による商業登記簿から収集した法人設立や支店設置等の資料と、税務電算の法人二税データベースの登録法人とを照合するとともに、不動産取得税データベースからの法人捕捉調査や不動産取得税自主評価物件からの法人捕捉調査を行い、京都府内に事業所等が存在する未登録法人について申告指導を実施。</p> <table border="1" data-bbox="517 651 1019 770"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>指導法人件数</th> <th>申告法人件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16年度</td> <td>105件</td> <td>15件</td> </tr> <tr> <td>15年度</td> <td>429件</td> <td>52件</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	指導法人件数	申告法人件数	16年度	105件	15件	15年度	429件	52件
年 度	指導法人件数	申告法人件数								
16年度	105件	15件								
15年度	429件	52件								
個人事業税	<p>○ 不動産貸付業及び駐車場業に係る貸付内容の調査</p> <p>貸付件数、貸付面積等により、事業性の有無を認定する不動産貸付業と駐車場業について、新規発生分、確定申告書では貸付内容が確認できない又は認定基準を僅かに下回る事案等の現地調査を実施。</p> <table border="1" data-bbox="517 1088 1019 1207"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>調査件数</th> <th>課税件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16年度</td> <td>145件</td> <td>7件</td> </tr> <tr> <td>15年度</td> <td>211件</td> <td>4件</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 「課税件数」は、書類上、課税対象外の事案について、調査結果に基づき課税した件数。</p>	年 度	調査件数	課税件数	16年度	145件	7件	15年度	211件	4件
年 度	調査件数	課税件数								
16年度	145件	7件								
15年度	211件	4件								
不動産取得税	<p>○ 登記省略に係る所有権移転の捕捉</p> <p>登記を省略（中間登記省略、未登記等）した取得を捕捉するため、課税資料の精査、官公署調査、法人に係る公開情報の閲覧、報道機関情報の収集等を実施。</p> <p>捕捉した事案については、更に関係者等に対する調査を実施。</p> <table border="1" data-bbox="517 1682 1019 1800"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>調査件数</th> <th>課税件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16年度</td> <td>535件</td> <td>170件</td> </tr> <tr> <td>15年度</td> <td>442件</td> <td>90件</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	調査件数	課税件数	16年度	535件	170件	15年度	442件	90件
年 度	調査件数	課税件数								
16年度	535件	170件								
15年度	442件	90件								

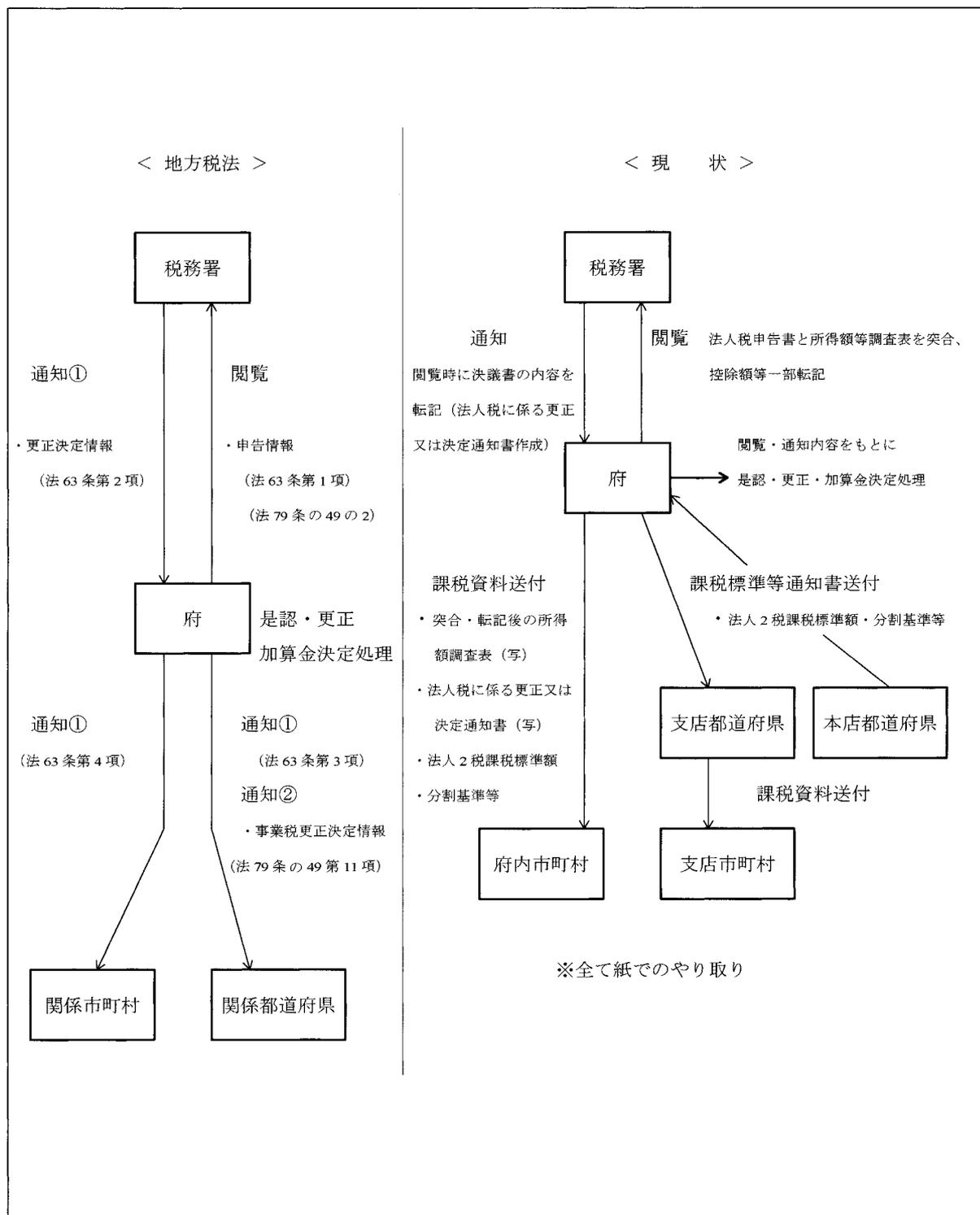
11.3.1. 法人府民税および法人事業税

法人府民税および法人事業税については、次ページの【図11.3.1】に示すような形で課税客体情報の収集に努めている。

基本的には、税務署への法人税申告がありながら、京都府に法人府民税および法人事業税の申告がないものの把握や、法務局に登記（支店等を含む）がありながら、京都府に申告がないものの把握が主たる方法である。しかし、分割法人で京都府以外に本店があるようなケースで支店登記をしていない場合は、この方法では把握できない。これを捕捉する

ために、不動産取得税の課税データを活用するよう努めているが、必ずしも十分に機能しているとはいえない。より有効な方法として、ネットの情報を検索するとか、電話帳を用いて調べるとか、あるいはテナントビルやショッピングセンター、百貨店等に問い合わせる等の手法も考えられよう。さらに、外形標準課税の導入を受けて、その対象法人が提出した支払賃料等の明細書によるクロスチェック等も効果的であると考え。

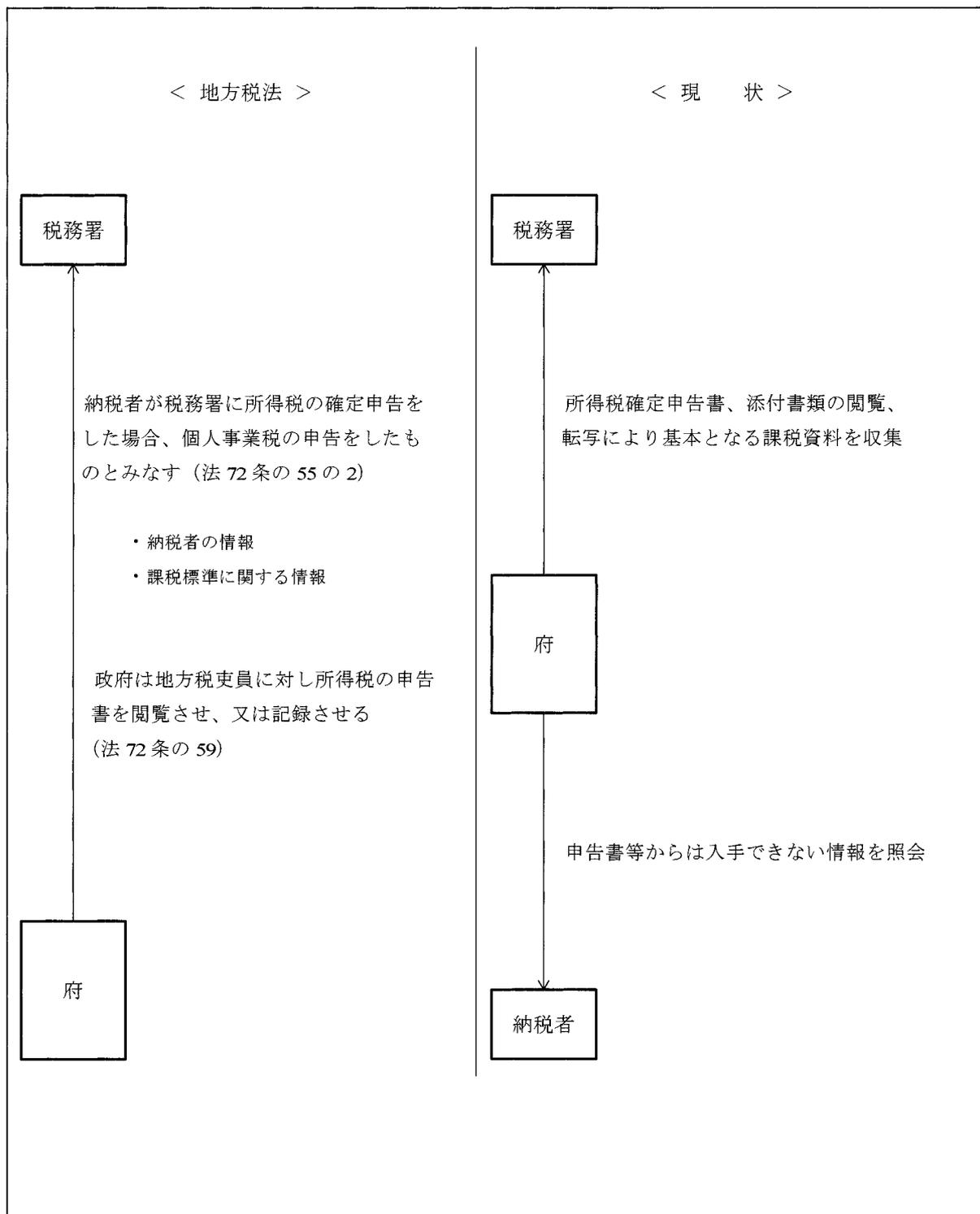
【図 11.3.1】 法人二税に係る課税客体情報の入手方法



11.3.2. 個人事業税

個人事業税については、次ページの【図11.3.2】にあるように、税務署への所得税申告があった場合、それに基づいて課税客体情報を入手することとなっているが、それでは課税客体の脱漏がないかどうかの把握は十分ではない。しかし、個人事業税の課税客体に脱漏がないかどうかを把握することは容易ではなく、現在の体制では税務署の所得税申告の脱漏の調査能力に依存するより手立てがないのが実状である。

【図 11.3.2】 個人事業税に係る課税客体情報の入手方法



11.3.3. 不動産取得税

不動産取得税については、次ページの【図11.3.3】や各種調査により収集した情報に基づき登記の中間省略による不動産取得税の回避を阻止する対応をとっている。

従来、不動産取引における中間省略登記は珍しいことではなかったが、平成17年に不動産登記法が改正されたことによって新たな局面に入っていると見える。つまり、登記申請に際しては改正前においても登記原因証書（売渡証書や抵当権設定契約証書等）が必要とされていたが、それは必ずしも真実の取引を反映している書面ではなく、A B Cという取引の流れであるにもかかわらず、A Cという登記が事実上可能であった。しかし、改正後はすべての登記について登記原因証書に代えて「登記原因証明情報」を添付しなければならないこととされ、この登記原因証明情報には当事者の氏名と司法書士の確認も必要とされるから、従来型の中間省略登記が難しくなったことは確かである。

このように中間省略登記が事実上不可能になったことを受けて、不動産取得税回避の有無を検証する意味合いは薄れ

11.3.4. 軽油引取税

軽油引取税については、納税義務の脱漏を防ぐというよりは、悪質な不正軽油の使用者や製造者の発見の端緒とするために、需要家や販売業者の貯蔵施設または車両から燃料油を採取する調査を実施している。地道な作業であるにもかかわらず着実に実績を挙げていると聞く。今後は、周辺府県との連携の強化、さらなる正確な情報の入手、そして警察との連携を深めながら一層の推進を図ることが望まれる。

11.3.5. その他の税目

その他の税目については、課税客体の脱漏の可能性は低く、緊急に捕捉に注力しなければならない状況にはない。

11.4. 意見

課税客体の捕捉に対して疑問を持ち、漠然とした不公平感を抱いている納税者が少なくないことを感じる。税に対する国民のアンケートの中でも、「少なく納税している人がいる」という思いの他に、「うまく課税客体から逃れている人がいる」という思いも上位にランクされている。こうした思いが、ひいては納税意欲の減退に繋がることをおそれないわけにはいかない。事情や背景は異なるものの、国民年金保険料やNHK受信料の徴収率の低さが明るみに出ると、それを知った人に不払いという動機を与え、それが更なる徴収率の悪化に繋がったという報道も記憶に新しいところである。

この点、府税における課税客体の捕捉についても思わぬところに陥穽があり、それを放置しておいたのでは、「逃げ得」を容認することにも繋がりがかねない。完璧な対策は難しいにせよ、できることから着手するとともに、その芽を摘む努力を地道に重ねていかなければならない。それが税の現場に求められる最大の課題であるといっても過言ではあるまい。

法人府民税および法人事業税については、当面は国税の調査能力に依存することになる。また、法務局に登記（支店等を含む）がありながら、京都府に申告がないものの把握は今までどおりの対応を継続しなければならない。しかし、京都府以外に本店がある分割法人（注）で、支店登記をしていない事案については法人が自ら申告している場合を除き、ほとんど把握されていないのが現状である。また、納税者である企業の側でも、支店登記の有無のほかにも一定の規模（たとえば、総務部門が支店に備わっていることや支店長が商法でいうところの支配人に該当すること等）を満たしていなければ分割法人としての申告の必要はないという誤った認識も多く、さらには税の専門家である税理士の間でも類似の理解にとどまる者が少なくない。

したがって、まずは分割法人に対する正しい理解を啓発していくことが必要であると思料する。

（注） 地方税法第57条は、二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人は、その法人税額を関係道府県に分割し、その分割した額を課税標準として関係道府県ごとに法人税割額を算定して、これに均等割額を加算した額を申告納付しなければならないとしている。この規定が適用される法人を便宜上「分割法人」というが、企業の組織再編成の場合に用いる分割法人とは意味が異なるので注意が必要である。

既に述べた点と重複するが、改めて納税義務者を把握する手立てとして有効と思われる点を以下のとおり指摘しておく。

ネットでの検索やN T Tの電話帳を用いて調べる。京都支店であるとか、京都営業所、京都店といった表示を探し、その情報と京都府への申告の有無を突合するのである。申告義務がありながら無申告であれば、早急に対応することになる。地道ではあるが、他府県でも採られている方法である。

外形標準課税対象法人が提出した「純支払賃借料に関する明細書（第6号様式別表5の5）」には、法人が賃借もしくは賃貸した事務所等の所在地をはじめ契約期間や賃借料の金額等の記載があるため、これらの記載事項を手掛かりに申告の有無をチェックすることが可能となる。ただし、京都府に本店を置く外形標準課税対象法人からの情報収集にとどまることが難点であり、他府県との情報交換等の連携が必要となる。

テナントビルやショッピングセンター、百貨店等（以下、百貨店等という）に問い合わせ、入居テナントや出店店舗のリストを入手し、その情報と京都府への申告の有無を突合する。もっとも、百貨店等の中には資料提出を拒むところもあると聞く。質問検査権の限界なのかも知れないが、国税の世界でも「お尋ね」あるいは「お願い」といった形で資料収集や情報照会を求めていることから、類似の対応は可能であろう。特に、百貨店等に出店している企業は、比較的資本金が大きいことが多く、したがって均等割の増収も期待でき、また収益力が高いことが予想されるから法人税割の増収にも繋がると考えれば、地道ではあるが着実な努力を重ねて欲しい手法ではある。

次に、個人事業税についても、当面は国税の調査能力に依存することになる。また、個人の事業は小規模なものが多く、その浮沈が激しいことも手伝って捕捉は容易ではない。特に個人事業税では業種認定や事業主控除の問題があるので、新規の事業でかつ小規模なものについては捕捉に積極的になれないという背景も首肯できることである。しかし、情報は地道に収集せざるを得ないのであり、その意味では京都府職員が一丸となって取り組むことも必要ではないだろうか。減少しているとはいえ30千人を超える組織であり、各職員が意識を持って新規事業者に関する情報を持ち寄れば、決して無駄になることはないはずである。実は、そのような日頃の何気ない情報が大きな課税資料に繋がることは少な